　　　代理出産契約法案

目次

　第一章　総則

　第二章　代理出産に係る当事者の資格

　第三章　代理出産契約

　第四章　契約終了後における関係者の義務

　第五章　雑則

　第六章　罰則

　附則

1. 総則

　（目的）

第一条 この法律は、代理出産に関する契約及び代理出産によって生まれた子の地位を定めることによって、子を産むことが困難な状況にある夫婦の家族を形成する権利を充足し、生まれてくる子の福祉を尊重し、代理母の人権を保障することを目的とする。

　（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の定義及び解釈は、当該各号に定めるところによる。

　一　依頼夫婦　この法律に基づいて代理出産契約を結び、代理出産によって生まれてくる子の両親となる者をいう。

　二　代理母　この法律に基づいて代理出産契約を結び、代理出産によって生まれてくる子を出産する者をいう。

　三　代理出産　依頼夫婦の精子と卵子を用いて作られた受精卵を、代理母の胎内に移植し、代理母がこれを出産することをいう。

　四　代理出産契約　代理母が代理出産をなすことを主な内容とし、依頼夫婦と代理母を両当事者とする契約のことをいう。

　五　子　代理出産によって生まれ、又は生まれてきた者をいう。

　六　代理母の夫　代理母と婚姻している者をいう。

七　仲介業者　業として代理出産契約を仲介及び斡旋する者をいう。

八　代理出産契約監督人　この法律の目的を達するため、代理出産契約の履行を監督する者で、家庭裁判所によって選任された者をいう。

九　ＤＮＡ型　ヒトの個体のデオキシリボ核酸の塩基配列の特徴で、特定の座位における特定の塩基配列の繰り返しの回数、特定の塩基配列の有無等で表されるものをいう。

十　ＤＮＡ型鑑定　医師が、依頼夫婦と生まれてくる子の遺伝的つながりを明らかにする目的で、そのＤＮＡ型を鑑定することをいう。

　　第二章　代理出産に係る当事者の資格

　（依頼夫婦の資格）

第三条　依頼夫婦になろうとする者は、次の各号に掲げる要件をみたさなければならない。

　一　婚姻していること。

二　満二十歳に達していること。

三　先行して不妊治療を行ったが効果が得られなかったこと又は医学上明らかに妊娠することができないと認められること。

２　この法律において、依頼夫婦は、共同して意思表示をする。

　（代理母の資格）

第四条　代理母になることができる者の資格は、次に掲げる事項を考慮して、厚生労働省令によって定める。

　一　健康（過去の飲酒・喫煙・薬物使用の経歴を含む。）

二　過去の病歴

三　年齢

四　過去の出産歴（代理母としての出産歴を含む。）

２　何人も、代理母となることを強制してはならない。

　（仲介業者の資格）

第五条　仲介業者になろうとする者は、厚生労働省の定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の許可を申請した者が営利を目的とするおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

　（仲介業者に対する指示と許可の取り消し）

第六条　厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、仲介業者に対し、その業務に関し必要な指示を行うことができる。

２　厚生大臣は、仲介業者が前項の規定による指示に従わないときは、前条第一項の許可を取り消すことができる。

　　　第三章　代理出産契約

　（代理出産契約に対する家庭裁判所の許可）

第七条　代理出産契約を締結しようとする者は、次に掲げる書面を家庭裁判所に提出して、その許可を得なければならない。

　一　依頼夫婦になろうとする者が、第三条第一項一号及び二号に掲げる要件をみたしていることを証明するに足る書面

　二　依頼夫婦になろうとする者が、第三条第三号に掲げる要件をみたしていることを証明するに足る、医師の作成する書面

　三　代理母になろうとする者が、厚生労働省が第四条第一項に基づいて定めた要件をみたしていることを証明するに足る書面

　四　当該代理出産契約の内容を記載した書面

　五　ＤＮＡ型鑑定をすることについての、当事者双方の同意書

２　裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、依頼夫婦となろうとする者及び代理母となろうとする者の健康状態、過去の行状その他一切の事情を考慮しなければならない。

３　第一項の許可を得ずに締結された代理出産契約は、その効力を有しない。

　（代理出産契約監督人の選任）

第八条　代理出産契約を許可するときは、家庭裁判所は、職権で、代理出産契約監督人を選任しなければならない。

２　代理出産契約監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、職権で、代理出産契約監督人を選任しなければならない。

　（代理出産契約監督人の職務）

第九条　代理出産契約監督人は、代理出産契約が第七条一項四号の書面に従い、かつ、この法律の目的に反しないように履行されるよう監督する。

２　代理出産契約監督人は、代理出産契約の履行に関し、家庭裁判所に定期的に報告をする。

３　代理出産契約監督人は、代理母が代理出産を行ったあと、遅滞なく、生まれてきた子がこの法律に基づく代理出産によって生まれたことを証明する書類（以下「代理出産証明書」という。）を作成し、依頼夫婦に交付しなければならない。

４　代理出産契約監督人は、医師からＤＮＡ型鑑定の結果を記載した書面（以下「ＤＮＡ型鑑定書」という。）又は出生証明書を受け取ったときは、直ちに、これを依頼夫婦に交付しなければならない。

　（報酬）

第十条　代理母は、特約がなければ、依頼夫婦に対して報酬を請求することができない。

２　報酬の上限は、厚生労働省令によって定めるものとする。

　（危険負担）

第十一条　両当事者の責めに帰することのできない事由によって、代理出産契約を履行することができなくなったときは、代理母は、胎児を懐胎していた期間に応じて依頼夫婦に、債務の履行を請求することができる。

（費用の前払い）

第十二条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四十九条並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、代理出産を行うについて費用を要する場合に準用する。

２　民法第六百五十条第三項の規定は、代理母が自己及び医師に過失なく損害を受けた場合に準用する。

　（中絶の依頼）

第十三条　依頼夫婦は、代理母に対し人工妊娠中絶を請求することはできない。ただし、代理母の真摯な同意があるときは、この限りではない。

２　前項の代理母の同意は、強制されない。

　（代理母の責務）

第十四条　代理母は、出産及び子に悪影響を及ぼす行為を回避する責務を負う。

　（医師の義務及び責務）

第十五条　医師は、代理母が依頼夫婦の受精卵を着床した日から起算して五箇月を経過するまでに、ＤＮＡ型鑑定を行わなければならない。

２　医師は、ＤＮＡ型鑑定を行ったあと、遅滞なく、ＤＮＡ型鑑定書を作成し、依頼夫婦又は代理出産契約監督人に交付しなければならない。

３　医師は、出生証明書を作成したときは、これを依頼夫婦又は代理出産契約監督人に交付しなければならない。

４　医師は、代理出産を担当するにあたって、診療上必要な注意を払うとともに、依頼夫婦及び代理母に対して必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

　（帳簿の備付け等）

第十六条　仲介業者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関する事項を記載しなければならない。

２　仲介業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

　（報告の徴収等）

第十七条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、仲介業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、仲介業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査及び質問をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

　（契約の終了の制限）

第十八条　代理母が施術によって依頼夫婦の受精卵を懐胎した（以下「代理懐胎」という。）ときは、代理出産契約の当事者は当該契約の取消し、無効及び解除を主張することができない。

２　ＤＮＡ型鑑定によって、代理懐胎した受精卵が依頼夫婦のものでないことが明らかになった場合には、前項の規定は適用しない。

　　　第四章　契約終了後における関係者の義務

（民法に関する規定）

第十九条　この法律に定める代理出産契約に基づく代理母の代理懐胎は、民法第七百七十二条による妻が婚姻中にする懐胎において、依頼者夫婦の妻が婚姻中にする懐胎とみなす。

（ＤＮＡ型鑑定書の提出）

第二十条　依頼夫婦は、その代理出産に係る子を引き取った後、速やかに、ＤＮＡ型鑑定書を家庭裁判所に提出しなければならない。

　（戸籍に関する規定）

第二十一条　依頼夫婦は、戸籍法第四十九条（昭和二十二年法律第二百二十四号）に定める出生の届出において、前条の手続を経て代理出産契約監督人が交付する代理出産証明書を併せて提出しなければならない

２　代理出産契約監督人は、戸籍法の定めに基づき、代理母を母とする出生の届出を受理しないよう申し出ることができる。

（プライバシーの保護）

第二十二条　依頼夫婦及び代理母は、代理出産契約に関して知り得た相手方の秘密を、正当な理由なく、漏らしてはならない。

２　次の各号に掲げる者は、代理出産契約に関して職務上知り得た他人の秘密を、正当な理由なく、漏らしてはならない。

　一　仲介業者若しくはその役員若しくはその職員又はこれらの者であった者

　二　代理出産にかかわった医師又はこれであった者

　三　代理出産契約監督人又はこれであった者

　　　第五章　雑則

　（厚生労働省令、法務省令及び最高裁判所規則への委任）

第二十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令、法務省令及び最高裁判所規則で定める。

　（経過措置）

第二十四条　この法律の規定に基づき厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

　　　第六章　罰則

第二十五条　代理母になることを強制する目的で、生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫し、又は暴行を加えた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

２　代理母になることを強制する目的で、他人の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二十六条　代理母となろうとする者が、人を欺いて契約を締結させる目的で、第七条第三号の書面に虚偽を記載したときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　医師が、第七条第二号の書面又は第九条第二項のＤＮＡ型鑑定書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十八条　第五条第一項の許可を受けないで、業として行う代理出産契約の仲介又は斡旋をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第一項又は同条第二項の規定に違反した者

二　第十六条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

三　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

２　前項第一号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

　　　附　則

第一条　この法律は、別に法律で定める日から施行する。

第二条　この法律による代理出産については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。